

(別紙)

1 国別の対応

(1) 香港、ベトナム、シンガポール及びマカオ

2に掲げる高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）発生都道府県で生産及び処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書の発行が行われるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

(2) 台湾並びに英国及び欧州連合

全国において衛生証明書の発行停止。

2 HPAI 発生都道府県

次に掲げる都道府県を HPAI 発生都道府県とする。なお、輸出先国及び発行可能期間の記載がある都道府県については、記載された期間に生産及び処理されたものに限り衛生証明書を発行して差し支えない。

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
香川県	香港向け：令和2年10月13日以前又は 令和3年3月29日以降 ベトナム向け：令和3年3月26日以降 マカオ向け：令和3年3月26日以降 シンガポール向け：令和3年3月26日以降
福岡県	香港向け：令和2年11月2日以前又は 令和3年3月5日以降 ベトナム向け：令和3年3月1日以降 シンガポール向け：令和3年3月1日以降 マカオ向け：令和3年3月1日以降
兵庫県	香港向け：令和2年11月3日以前又は 令和3年3月5日以降 ベトナム向け：令和3年3月4日以降 シンガポール向け：令和3年3月4日以降 マカオ向け：令和3年3月4日以降

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
宮崎県	
奈良県	香港向け：令和2年11月13日以前又は 令和3年3月15日以降 ベトナム向け：令和3年3月12日以降 シンガポール向け：令和3年3月12日以降 マカオ向け：令和3年3月12日以降
広島県	香港向け：令和2年11月14日以前又は 令和3年3月22日以降 ベトナム向け：令和3年3月18日以降 シンガポール向け：令和3年3月18日以降 マカオ向け：令和3年3月18日以降
大分県	香港向け：令和2年11月17日以前又は 令和3年3月15日以降 ベトナム向け：令和3年3月12日以降 シンガポール向け：令和3年3月12日以降 マカオ向け：令和3年3月12日以降
和歌山県	香港向け：令和2年11月17日以前又は 令和3年3月22日以降 ベトナム向け：令和3年3月14日以降 シンガポール向け：令和3年3月14日以降 マカオ向け：令和3年3月14日以降
岡山県	香港向け：令和2年11月18日以前又は 令和3年3月22日以降 ベトナム向け：令和3年3月18日以降 シンガポール向け：令和3年3月18日以降 マカオ向け：令和3年3月18日以降
滋賀県	香港向け：令和2年11月20日以前又は 令和3年3月22日以降 ベトナム向け：令和3年3月15日以降 シンガポール向け：令和3年3月15日以降 マカオ向け：令和3年3月15日以降

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
高知県	香港向け：令和2年11月23日以前又は 令和3年3月29日以降 ベトナム向け：令和3年3月20日以降 シンガポール向け：令和3年3月20日以降 マカオ向け：令和3年3月20日以降
徳島県	<u>香港向け：令和2年11月26日以前又は 令和3年5月20日以降</u> ベトナム向け：令和3年5月17日以降 シンガポール向け：令和3年5月17日以降 マカオ向け：令和3年5月17日以降
千葉県	
岐阜県	香港向け：令和2年12月10日以前又は 令和3年4月20日以降 ベトナム向け：令和3年4月6日以降 シンガポール向け：令和3年4月6日以降 マカオ向け：令和3年4月6日以降
鹿児島県	香港向け：令和2年12月21日以前又は 令和3年4月20日以降 ベトナム向け：令和3年4月15日以降 シンガポール向け：令和3年4月15日以降 マカオ向け：令和3年4月15日以降
富山県	香港向け：令和2年12月31日以前又は 令和3年5月5日以降 ベトナム向け：令和3年4月29日以降 シンガポール向け：令和3年4月29日以降 マカオ向け：令和3年4月29日以降
茨城県	<u>香港向け：令和3年1月10日以前又は 令和3年5月20日以降</u> ベトナム向け：令和3年5月17日以降 シンガポール向け：令和3年5月17日以降 マカオ向け：令和3年5月17日以降
栃木県	